

地域医療機能推進学会 ソーシャルワーカー部会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 名称は地域医療機能推進学会ソーシャルワーカー部会(以下、「本会」とする。)とし、事務局を部会長が所属する独立行政法人地域医療機能推進機構病院(以下、「ＪＣＨＯ病院」という。)に置く。

(目的)

第2条 本会は、「一般社団法人地域医療機能推進学会理事会規則第9条に定める部会運営要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、会員の資質及び技術の向上を図り、もってＪＣＨＯ病院における医療技術等の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を自主的に図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員の資質及び技術の向上に関する事業。
- 2) 学会セミナーの企画・運営。
- 3) 技能・技術面の研鑽を図ることを目的とする研修会の開催。
- 4) 独立行政法人地域医療機能推進機構の実施する研修(以下、「ＪＣＨＯ研修」という。)に係る事業。
- 5) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、要綱第2条に定める者及びＪＣＨＯ病院等(本部・病院)に勤務するソーシャルワーカーであって部会長が承認した者とする。ソーシャルワーカーとは、医療社会事業専門員、社会福祉士、精神保健福祉士とする。

第3章 管理運営

(役員)

第5条 本会の管理運営は、要綱第3条並びに第4条に定める本部役員(部会長・副部会長・執行委員)及び地区組織(分科会長・分科会長補佐役)が行う。

(役員・担当役員の選出と任期)

第6条 役員は、部会総会において選出する。

2 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 役員は要項第6条に定める職務を行う。

2 副部会長のうち、1名を学会事業責任者、1名をJCHO研修事業責任者とし次の職務を行う。

(1) 学会事業責任者は第3条第1項第2号に定める事業の責任者としてその職務を行う。

(2) JCHO研修事業責任者は第3条第1項第4号に定める事業の責任者としてその職務を行う。

3 執行委員のうち、1名を学会事業補佐役、1名をJCHO研修事業補佐役とし次の職務を行う。

(1) 学会事業補佐役は学会事業責任者の職務を補佐する。

(2) JCHO研修事業補佐役はJCHO研修事業責任者の職務を補佐する。

4 分科会長補佐役のうち1名を地区学会事業責任者、1名を地区JCHO研修事業責任者とし次の職務を行う。

(1) 地区学会事業責任者は3条第1項第2号に定める事業の当該地区責任者としてその職務を行う。

(2) 地区JCHO研修事業責任者は、第3条第1項第4号に定める事業の当該地区責任者としてその職務を行う。

第4章 会議

(種別)

第8条 会議は、部会総会と役員会とし、部会長が招集する。

(部会総会)

第9条 部会総会は、要綱第2条に定める者により次の事項を議決する。

- 1) 役員の選任及び解任
- 2) 事業計画及び収支予算の決定
- 3) 会計報告(中間報告)
- 4) 会則の制定及び改廃
- 5) その他、学会から委託された事項等

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を決議する。

- 1) 部会総会に附議すべき事項
- 2) 各種事業の企画立案及び運営
- 3) その他、部会運営に必要な事項等

第5章 委員会

(委員会)

第11条 本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、常置委員会及び臨時委員会とし、それぞれの委員を持って構成する。
- 3 委員会の種類、構成及び任務その他必要事項は細則に定める。

第6章 会計

(会費等)

第12条 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、部会総会において決定する。
- 3 会計処理については別途定める。
- 4 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし部会総会において中間報告を行う。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第13条 本会則は、部会総会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 5年12月 5日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 6年 4月 1日から施行する。